

独立行政法人日本スポーツ振興センター 年度計画 新旧対照表

・変更部分は赤字下線。

年度計画 (変更後)	年度計画 (変更前)
<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (略)</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 経費の抑制</p> <p>(1) 経費の削減 (略)</p> <p>(2) 業務運営の効率化 経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務内容を随時検討し、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を推進するとともに、定型業務をはじめとした業務プロセスを見直すための検討を行い、必要・可能な方策から実現に向けて取り組む。 また、調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。 <u>入札及び契約の適正な実施については、事務処理の点検や運用体制の強化等の取組を進めるとともに、監事による監査を受け、適正化の取組状況をホームページにより公表する。</u> 特に施設管理業務については、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する等、業務効率化WG報告書に基づく効率化策を着実に実施する。</p> <p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 (略)</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (略)</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 経費の抑制</p> <p>(1) 経費の削減 (略)</p> <p>(2) 業務運営の効率化 経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務内容を随時検討し、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を推進するとともに、定型業務をはじめとした業務プロセスを見直すための検討を行い、必要・可能な方策から実現に向けて取り組む。 また、調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。 <u>入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、適正化の取組状況をホームページにより公表する。</u> 特に施設管理業務については、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する等、業務効率化WG報告書に基づく効率化策を着実に実施する。</p> <p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 (略)</p>

<p>IV 短期借入金の限度額 (略)</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 (略)</p> <p>VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (略)</p> <p>VII 剰余金の使途 (略)</p> <p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 別表－19のとおり 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）等の施設整備を推進する。 また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。 さらに、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。 2019年ラグビーワールドカップ日本開催及び2020年オリンピック・パラリンピック東京開催等を踏まえた国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）の改築については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 改築その他関連する経費について、<u>実施設計作業</u>を通じて、真にやむを得ない場合を除き現在の見積金額総額を<u>超えないよう、引き続き精査を行うこと</u> <u>特に、各種の付属施設については、事業の効果や運営収支への影響を考慮した上で、規模を圧縮して事業内容を精査し、可能な限り経費を縮減すること</u> <u>なお、改築その他関連する経費のうち「真にやむを得ない場合」に当たらない経費については、原則として追加は認められず、厳に必要性</u> 	<p>IV 短期借入金の限度額 (略)</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 (略)</p> <p>VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (略)</p> <p>VII 剰余金の使途 (略)</p> <p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 別表－19のとおり 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）等の施設整備を推進する。 また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。 さらに、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。 2019年ラグビーワールドカップ日本開催及び2020年オリンピック・パラリンピック東京開催等を踏まえた国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）の改築については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 改築その他関連する経費について、<u>引き続き精査を行い、基本設計作業</u>を通じて、真にやむを得ない場合を除き現在の見積金額総額を<u>超えないこと</u>
--	--

を精査した上で、最小限の経費のみを国費以外の財源で賄うこと

- ・ 周辺整備に加え、競技場本体についても東京都によるオリンピック・パラリンピック招致に伴いコスト増加が見込まれることを勘案した上で、その資金負担についての国、東京都及び関係者間の合意
- ・ 改築後の競技場について、適切な運営収支となるよう民間のノウハウを取り入れた運営方法を検討すること等により、運営コスト削減のための最大限の合理化に取り組むとともに、ネーミングライツ導入や大規模スポーツイベントの回数増加等の様々な収入確保策の検討を行うこと

なお、実際の収支が計画よりも悪化した場合、その差額については自主財源により賄うこと

を踏まえ、実施するものとする。

なお、平成 25 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された運営費交付金については、「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置されたことを認識し、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応に資する経費に充てる。国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務(上記の補正予算により措置された事業を含む。)の実施に当たっては、適切な実施体制の下で計画的に行うとともに、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

2 人事に関する計画

(略)

3 積立金の使途

(略)

- ・ 周辺整備に加え、競技場本体についても東京都によるオリンピック・パラリンピック招致に伴いコスト増加が見込まれることを勘案した上で、その資金負担についての国、東京都及び関係者間の合意
- ・ 可動屋根の設置について、これに伴う費用の増加について精査した上で当該費用増加を可動屋根設置による収益増加により賄うことについての第三者による専門的客観的評価を踏まえた文部科学省が行う検証(可動屋根設置に係るコスト、防音性能等、音楽イベント等の開催頻度及び収益性等を含む。)による設置の可否の判断

を踏まえ、そのための実施設計費を執行するものとする。

なお、平成 25 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された運営費交付金については、「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置されたことを認識し、国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応に資する経費に充てる。国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務(上記の補正予算により措置された事業を含む。)の実施に当たっては、適切な実施体制の下で計画的に行うとともに、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

2 人事に関する計画

(略)

3 積立金の使途

(略)